

議案第六十六号

港区職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月八日

提出者 港区长 武井雅昭

港区職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年港区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「範囲で」の下に「その発令の日に受ける」を、「。）」の下に「。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の五分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（説明）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。